

## 会議録

会議の名称	平成30年度第2回行財政改革推進委員会
開催日時	平成30年7月5日（木）9時00分から10時20分まで
開催場所	田無庁舎3階 庁議室
出席者	委員：横道清孝委員長 原田久副委員長 鈴木文彦委員 中村良二委員 駿河修委員 牧野美佐子委員 渡辺文子委員 事務局：飯島企画部長 古厩企画政策課長 直井企画部主幹 近藤企画政策課主査 南企画政策課主任 佐藤企画政策課主事
欠席者	伊藤俊介委員
議題	1 第4次行財政改革大綱における実施体系の見直し（案）について 2 第4次行財政改革大綱における評価指標の見直し（案）について 3 その他連絡事項
会議資料の名称	資料1 第4次行財政改革大綱における実施体系の見直し（案） 資料2 第4次行財政改革大綱における評価指標の見直し（案） 参考資料1 第4次行財政改革大綱中間見直しの方向性について 参考資料2 西東京市第4次行財政改革大綱 ～地域経営戦略プラン～
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>○発言者名： 発言内容</p> <p>《開会》</p> <p>○横道委員長： 定刻となりましたので、平成30年度第2回行財政改革推進委員会を開催いたします。 議題に入る前に事務局より報告があります。</p> <p>○事務局： 本日の委員会でございますが、委員定数8名のうち、出席者7名で定足数を満たしておりますので、本委員会の成立をご報告いたします。</p>	

## 議題1 第4次行財政改革大綱における実施体系の見直し(案)について

○横道委員長：

それでは議題1について、事務局から説明をお願いします。

○事務局：《参考資料1及び資料1に沿って説明》

○横道委員長：

事務局より、第4次行財政改革大綱中間見直しの方向性及び第4次行財政改革大綱における実施体系の見直し(案)について説明がありました。

ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

○駿河委員：

今年度は第4次行財政改革大綱の中間見直しを行うということで、後期基本方針に基づく行財政改革を推進していく上で、前期基本方針の5年間における社会経済情勢の変化と行財政改革の取組の課題をどのように捉えているのでしょうか。

○事務局：

まず、社会経済情勢の変化については、社会保障関係経費の増加に伴う財政の硬直化が進んでいることから、推進項目の再構築を図ることにより、さらなる財源の確保が必要であると考えております。

例えば、基本方針Ⅳの推進項目(3)「新たな歳入項目の創出」の新しい視点として、ネーミングライツやクラウドファンディングの導入の検討などを加えております。

また、西東京市においては物件費に占める委託料の割合が高く、行財政運営の大きな負担となっているため、委託化や指定管理者制度の効果検証を行い、後期基本方針に反映させていきたいと考えております。

○鈴木委員：

今回お示しいただいた推進項目において「戦略的」という言葉が散見されますが、将来的な行財政運営のビジョンを持って優先順位を付けて予算を充当していく「選択と集中」という第4次行財政改革大綱の当初の理念に沿って、後期基本方針においても、引き続き継続していただきたいと思っております。

また、基本方針Ⅱの推進項目(3)「固定的な経費の削減」について、経費には固定費と変動費の2種類に分類されますが、変動費はむやみに減らすべきではないことから、固定的経費を一律に引下げる前に、どちらの経費に属するものなのかを精査する必要があります。

働き方改革については、職種と能力のマッチング・チューニングをすることや、限られた労働時間の中で、業務の優先順位を見極めて業務内容を取捨選択するという発想により、人件費の削減を図ることができるのではないのでしょうか。

基本方針Ⅳの推進項目(1)「徴収率の向上」について、近年の西東京市の滞納繰越分の徴収率の改善率が、全国的にみても上位レベルであることから、徴収率向上の取組をさらに推進させ、そのノウハウを全国的に発信していくことにより職員のモチベーション向上につながると考えます。

○中村委員：

後期基本方針の策定において、市民に対して表現のわかりやすさに留意していただきたいと思います。例えば、ファシリティマネジメントなどは「公共施設の最適化」といった言葉の方が、市民に伝わりやすいのではないのでしょうか。

○原田副委員長：

現在の行財政改革の手法は、行財政改革というよりも行政管理に近く、以前ほどの財政効果を生み出すことが難しい局面を迎えているため、行政サービスに対する大きな発想の転換が必要であるというのが率直な感想です。

○横道委員長：

今後5年間の社会情勢の変化に伴う全国的な課題を、西東京市としてはどのように捉えているのでしょうか。例えば直近では、平成32年度に予定されている地方公務員法の改正に伴う会計年度任用職員制度の導入により、人件費の増加が見込まれます。

○事務局：

お見込みのとおり、地方公務員法改正に伴い、非常勤職員制度の見直しを図る必要があることから、人件費の増加による一定の財政負担が見込まれるところですが、国の制度改正であることから、対応せざるを得ないと考えております。

また、働き方改革の具体的な取組として、全国的にAIやRPAの活用の検討が進められており、他自治体においては実証実験も始まっています。西東京市においても、後期基本方針の5年間において、具体的な活用の手法について検討していきたいと考えております。

○横道委員長：

地方消費税交付金の清算基準の見直しに伴い、平成30年度予算において東京都への配分が約1千億円の減収となっております。交付金の減額など市町村への影響も懸念されますが、西東京市が課題と捉えているのはどのようなところでしょうか。

○事務局：

例えば、ファシリティマネジメントの観点から、小中学校の老朽化に伴う建替えや大規模修繕などが喫緊の課題となっておりますが、公共施設等総合管理計画に基づき、適切な財源措置に努めていきたいと考えております。

○渡辺委員：

基本方針Ⅲの推進項目(2)「民間活力の活用推進」について、こどもの発達センターひいらぎなど、市が直営で運営している施設については、今後民営化していく予定なのではないでしょうか。

○事務局：

こどもの発達センターひいらぎの民営化については、これまでも検討を重ねてまいりましたが、現在のサービス事業を担える事業者がなかなか見つからないのが現状です。児童療育事業については、将来的には民間移譲が可能な事業であると考えられるため、引き続き検討したいと考えております。

○鈴木委員：

西東京市においては、公共施設等総合管理計画は既に策定されておりますが、公共施設の個別施設計画の策定に向けた取組は進められているのでしょうか。他の自治体からは、公共施設の廃止や複合化の点で複雑な案件も多いことから策定に苦慮しているという声も聞かれます。

○事務局：

公共施設等総合管理計画の中で、公共施設の統廃合・複合化の考え方をお示ししており、個別施設計画についても、公共施設等総合管理計画の考え方に沿って、平成 32 年度の策定に向けて取組を進めてまいります。

○横道委員長：

本日の委員会での議論を踏まえ、後期基本方針における推進項目の再構築を図っていただきたいと思えます。

他にご質問、ご意見等なければ、次の議題に入ります。

#### 議題 2 第 4 次行財政改革大綱における評価指標の見直し（案）について

○横道委員長：

それでは議題 2 について、事務局から説明をお願いします。

○事務局：《資料 2 に沿って説明》

○横道委員長：

第 4 次行財政改革大綱における評価指標の見直し（案）について説明がありました。事務局としては、後期基本方針における新たな評価指標として、「受益者負担の割合」を追加したいとのことです。

ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

○鈴木委員：

第 4 次行財政改革大綱で掲げた 6 つの評価指標は、民間企業の財務分析に用いられる指標を、地方公共団体の財政指標に落とし込んだもので、完成度の高い指標と言っていると思えます。

この指標の中で特に重要なのは、経常収支比率のうち、臨時財政対策債を加えない比率です。扶助費などの義務的経費が増加する中で、臨時財政対策債が加わった経常収支比率が優良であっても、必ずしも財政状況がいいとは限らないため、健全な行財政運営を重視するのであれば必要な指標と言えます。

また、受益者負担の割合については、地方公営企業における料金回収率の考え方であり、市民が納得できる見せ方を工夫する必要があると考えます。受益者負担の割合は、行政コスト計算書を元に算出されているため、減価償却費や引当金の繰入額など、現金を伴わないコストも費用として計上されており、受益者に直接関係のないものも含まれているため、受益者にとっては理解しづらい指標となります。

○牧野委員：

受益者負担の割合の向上については、施設使用料を単に上げるのではなく、市民が納得のいく説明をしていただきたいと思います。

○渡辺委員

西東京市は近隣自治体に比べて、市民交流施設のように無料で利用できる施設が多いように見受けられます。施設使用料の適正化については慎重に検討していただきたいと思います。

○横道委員長：

他市の受益者負担の割合はどの程度なのでしょう。

○事務局：

平成28年度決算ベースで西東京市の受益者負担の割合が2.3%であるのに対して、財政規模が近い都内類似団体の平均は3.6%となっております。

○鈴木委員：

受益者負担の割合は臨時財政対策債を加えない場合の経常収支比率と考え方が近く、経常収支比率の個別の要因を分析し、ブレイクダウンしていく方が有用なのではないでしょうか。

○原田副委員長：

例えば市債現在高倍率などの変動要因が明確である評価指標の目標数値については、根拠のある数字を積み上げて設定されたものなのでしょう。

○事務局：

第3次行財政改革大綱の中間見直しにおいては、都内類似団体の財政指標の比較の中で目標値を設定し、第4次行財政改革大綱においては、右肩上がりの改善を目指すよりも、市民サービスへの還元と、弾力的な財政運営が可能な水準のバランスを保つことが重要であると考え、一定の水準に達した段階で、これを維持することを目標とした経緯があります。

○横道委員長：

臨時財政対策債等を加えない場合の経常収支比率が100%を超えていますが、資金ショートが起きていないのはなぜでしょうか。

○事務局：

現状は、臨時財政対策債等を加えない場合の経常収支比率が100%を超えていますが、財政調整基金の取崩しや新たな市債の起債により、厳しい財政運営を余儀なくされていると考えております。

○横道委員長：

今後5年間でも地方消費税交付金の清算基準の見直しに伴い、東京都から市町村への交付金の減額が見込まれる一方で、国の子育て支援関連施策の推進により、扶助費の増

加は避けられないと考えます。

○事務局：

国において幼児教育無償化の議論が進められており、無償化が実現した場合に、国と地方自治体の費用の負担割合が変わらなければ、財政運営上、厳しい状況となることが見込まれます。

○原田副委員長：

受益者負担の割合については、施設使用料を値上げしたにも関わらず、受益者負担の割合が変わらなければ、行財政改革の進捗度を判断する指標として無意味になってしまふのではないのでしょうか。例えば、原価計算を用いて、個別施設ごとに使用料を審議した方が市民にもわかりやすく、明確に伝わるのではないのでしょうか。

○鈴木委員：

決算統計ベースで歳出の目的別分類ごとに行政コストを分析し、適正なサービス料金を割り出してはいかがでしょうか。新地方公会計制度の活用による行政コストの「見える化」を狙うのであれば、他市の行政コスト計算書が出揃うのを待つよりも有用かと思われまます。

○横道委員長：

基礎的財政収支については、黒字化しても市債現在高倍率が減るだけで、必ずしも財政状況が良好とは言えないため、後期基本方針の評価指標としては不要なのではないでしょうか。

○事務局：

基礎的財政収支については、財政運営の持続可能性を判断する指標として、市債現在高倍率と類似しているため、後期基本方針における評価指標から除外することも検討します。

○横道委員長：

他にご質問、ご意見等なければ、次の議題に入ります。

### 議題3 その他連絡事項

○横道委員長：

それでは議題3「その他連絡事項」ですが、事務局から何かございますか。

○事務局：

次回の委員会の開催日程につきましては、既にご調整させていただいておりますが、8月8日の開催を予定しております。

次回の委員会では、事務事業評価（外部評価）の実施方法及び事業説明及び第4次行財政改革大綱における評価指標の見直しについて、議題とさせていただく予定です。

○横道委員長：

最後に、委員の皆様から何かございますか。

特になければ、以上をもちまして、平成 30 年度 2 回行財政改革推進委員会を閉会いたします。ありがとうございました。